

### (3) 「地方公共団体実行計画」制度について

#### 「地方公共団体実行計画」制度について

##### 1. 「地方公共団体実行計画」制度とは

「地方公共団体実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる計画です。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、温対法第21条が準用され、同計画の策定が求められています。

この「地方公共団体実行計画」は、通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成されます。以下では、両者について、それぞれ「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と表記することとします。

##### (1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）について

地方公共団体実行計画（事務事業編）とは、温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、温対法温対法第21条が準用されるため、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。

##### (2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）について

地方公共団体実行計画（区域施策編）とは、温対法第21条第3項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられています。また、地球温暖化対策計画において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

## <参照条文等>

### ○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図る

よう努めなければならない。

- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11・12 （略）

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（特別区）

第 281 条 （略）

- 2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。

（市に関する規定の適用）

第 283 条 （略）

- 2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。
- 3 （略）

（組合の種類及び設置）

第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2～4 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが

あるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（抜粋）

### 第 3 章 目標達成のための対策・施策

#### 第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

##### 2. 「地方公共団体」の基本的役割

###### （1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

## 2. 温対法の平成 28 年改正について

我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、温対法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行されました。

この改正は、

- ①国民運動の強化：「COOL CHOICE」を旗印とするムーブメントづくり
- ②国際協力を通じた地球温暖化対策の推進
- ③地方公共団体による地域レベルの地球温暖化対策の推進

の 3 本柱に基づいて必要な措置を講じるためのものです。

これらのうち、③地方公共団体による地域レベルの地球温暖化対策の推進に関する改正事項は、以下の 2 点です。

#### (1) 地方公共団体実行計画の共同策定

地域の地球温暖化対策は、例えば、区域をまたぐ公共交通の利用促進や、農村部の再エネの都市部での積極的な導入など、複数の地方公共団体が広域的に連携して取り組むことが有効です。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体実行計画を、複数の地方公共団体が共同して策定できる旨が規定されました。

#### (2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）に定める事項の例示の追加

地域における各種施設等を集約し、公共交通等で移動できるコンパクトなまちづくりを推進することは、温室効果ガス排出量の削減に有効です。

また、上記①国民運動の強化の一環として、国と連携して、地方公共団体が住民等に低炭素な製品等の利用促進を促すことが有効です。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に定める事項の例示として、「都市機能の集約」及び「低炭素な日常生活用製品等の利用の促進」が明記されました。

### 3. 「地球温暖化対策計画」に定められた地方公共団体に関する事項について

#### (1) 「地球温暖化対策計画」の概要と策定の背景

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、温対法に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定しました。

同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

#### (2) 「地球温暖化対策計画」に定められた地方公共団体に関する事項

地球温暖化対策計画においては、温対法に基づき、地方公共団体に関しても、その基本的な役割や講ずべき措置等に関する基本的事項（主として第 3 章の第 1 節、第 3 節及び第 4 節）が定められるとともに、同計画の別表においても、地方公共団体が実施することが期待される施策例が多数掲げられており、地方

公共団体による従来以上に積極的な取組が強く期待されています。

#### <参考HP>

○平成28年5月13日 「地球温暖化対策計画」の閣議決定について  
<https://www.env.go.jp/press/102512.html>

※ 同ページにおいて、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)や「参考資料：地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」等をダウンロードいただけます。なお、地球温暖化対策計画の別表は、同計画の末尾に附属されています。

#### ○地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）

※ 以下は、計画本文における地方公共団体に関係する主要な記述（第3章の第1節、第3節及び第4節）を抜粋したものです。なお、別表については割愛しています。

### 第3章 目標達成のための対策・施策

#### 第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

##### 2. 「地方公共団体」の基本的役割（P.15～P.16）

###### （1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

###### （2）自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用

の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

### （3）特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める。

## 第3節 公的機関における取組

### ○地方公共団体の率先的取組と国による促進（P. 56～P. 57）

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるP D C Aのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

#### ①計画の期間等の基本的事項

#### ②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

#### ③具体的な取組項目及びその目標

- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- ・特に、庁舎等の使用電力購入については、環境配慮契約法及び同法に規定する基本方針に基づく裾切り方式等により、エネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの導入を図る。
- ・加えて、施設・設備の整備や物品の購入等に当たっては、その使用に伴う温室効

果ガスの排出量がより少ない設備・製品（排出抑制等指針に掲げられた設備や木材製品等）の導入とともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法での使用を図る。

#### ④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

- ・定期的に実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年一回公表する。
- ・点検・評価結果の公表に当たっては、温室効果ガス総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との定期的な比較等を行い、これらと合わせて可能な限り詳細に公表する。
- ・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

(中略)

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく公共建築物整備に努めるものとする。

### 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 (P. 57～P. 60)

地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。また、地域の事情を踏まえ、構造改革特区制度による規制の特例措置の活用等を通じ、創意工夫を凝らした取組を推進する。

#### 1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行

都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組のPDCAの体制を構築し、運営するべきである。

とりわけ、エネルギー起源二酸化炭素については、その排出状況（使用しているエネルギーの種類及び量、エネルギー利用設備の稼働状況等）を恒常的かつ網羅的に把握するとともに、再生可能エネルギー等の導入・活用や省エネルギーの機会を積極的



に追求するとともに、その結果を踏まえて必要な運用改善及び費用対効果の高い設備投資の検討を行うべきである。

加えて、事業の用に供する設備については、排出抑制等指針に基づき、技術の進歩などの状況変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めなければならない。特に都道府県及び指定都市等は、BATの積極的な導入を検討するべきである。

また、事業の用に供する設備は、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

## 2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進

都道府県及び市町村は、地域の自然的社会的条件に応じて、積極的に地域における再生可能エネルギー等の利用の促進やエネルギーの面的利用の推進に取り組むべきである。また、自らも庁舎や公共施設等（遊休地・遊休施設を含む）での再生可能エネルギー等の率先導入・活用や省エネルギーを推進するべきである。

再生可能エネルギー等の利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給体制の構築が重要となる。特にバイオマスエネルギーについては、資源調達から需要先の確保に至る多様な関係者の連携確保が課題となる。都道府県及び市町村には、こうした連携確保の担い手となることが期待される。また、都市のコンパクト化などのまちづくりの推進や公共施設の再編等と合わせて、地域熱供給システムの導入等による効率的なエネルギー利用を推進することが期待される。

加えて、都道府県及び市町村は、再生可能エネルギー事業に関するコスト低減や投資促進に向けては、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の租税上の措置や、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資などの金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待される。

なお、再生可能エネルギーの導入及び活用に付随して、景観の悪化や騒音の発生、土地や水域の利用に係る権益への影響などの様々な懸念や問題も生じ得る。そこで、都道府県及び市町村は、これらを未然に防止・解消するよう努めた上で、関連施設の周辺住民の理解を醸成するとともに関係事業者（例えば、農林水産業者、温泉業者）等の協力が得られるよう、地域協議会の設置・運用に努めること等により、地域における再生可能エネルギーの社会的受容性の確保を促進することが期待される。その際、事業者が長期にわたり安定的に再生可能エネルギー事業を継続していくよう事業内容の適切性に配慮するとともに、環境的に持続可能な資源調達並びに生態系及び景観の保全についての適切な情報提供等を通じて、地域の自然的社会的条件に適した利用の促進を図ることが期待される。

また、事業者が事業の用に供する設備について、排出抑制等指針に基づくBATの導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診、コージェネレーションの

導入、エネルギーマネジメントシステムの整備等を促進する。都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び区域における温室効果ガス排出量の特に多い市においては、温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用により、事業者の温室効果ガス排出削減の促進に取り組む。

さらに、公共交通機関の利用促進に加えて、温室効果ガスの排出量がより少ない製品（木材製品を含む。）・役務の利用促進、次世代自動車の普及やエコドライブの推進、省エネルギー住宅に対する財政上の支援や国民運動「COOL CHOICE」の促進等を通じて、住民による温室効果ガスの排出抑制も図るべきである。

### 3. 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進

地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、当該地域の社会経済構造が温室効果ガスを大量に排出する形で固定化（ロックイン）することを防ぐべく、低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要である。また、そうした取組を円滑に推進し、成果を根付かせるためには、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全などの多様な地域課題にも応えるよう配慮することが有効かつ重要である。

このため、都市計画や農業振興地域整備計画、低炭素まちづくり計画をはじめとして、総合計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通網形成計画などの温室効果ガスの排出の抑制等と関係を有する施策とも、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮する。例えば、業務中心地区や工業団地等におけるCEMS（Community Energy Management System）や地域熱供給の導入などの面的な取組から、都市のコンパクト化、公共交通網の再構築、スマートコミュニティの構築などの広域的な取組まで、地方公共団体が中心となって進める取組が強く期待される。

加えて、こうした取組に対する事業者・住民の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となるよう促すことが重要となる。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援などの地域に密着した施策を進めることが期待される。

### 4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

地方公共団体には、国や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。

また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待される。例えば、自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有や共同事業の実施のほか、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施など、多様な形態の連携が考えられる。

さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携により、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまちづくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待される。

## (4) 調査開始案内メールフォーマット

##Organization## 御担当者様

「平成 28 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査」の事務局を担当しております株式会社エックス都市研究所です。

この度は、「平成 28 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査」(以下「本調査」という。)に関しまして、事前登録に御対応いただき、ありがとうございました。

本調査に関する御案内をさせていただきます。本メールを御確認いただき、引き続き、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

\*\*\*\*\*

### 1. 回答手順書『本調査の実施について』

本調査の御回答に際しては、回答手順書『本調査の実施について』を以下のサイトからダウンロードしていただけます。

■回答手順書『本調査の実施について』(189KB)ダウンロードアドレス

[http://www.exri.co.jp/topics\\_file/201610312229.pdf](http://www.exri.co.jp/topics_file/201610312229.pdf)

※本調査の御回答に際しては、随時、回答手順書『本調査の実施について』を参照なさることを推奨いたします。

\*\*\*\*\*

### 2. 「施行状況調査ウェブサイト」のアドレス及びパスワードについて

「施行状況調査ウェブサイト」のアドレスと、ログインに必要となるパスワードは、以下を御確認ください。

■アドレス <https://myvoice-survey.net/ontaiho2016main/>

■パスワード ##Password##

■回答期限 平成 28 年 11 月 25 日 (金)

※本調査ウェブサイトは、平成 28 年 11 月 1 日 (火) 午前 10:00 にオープン予定です。

同時刻以前に上記アドレスを入力されてもアクセスできません。

※「施行状況調査ウェブサイト」にログインするには、インターネットアドレス欄に

上記アドレスを入力し、ログイン画面にアクセスしてください。

※同サイトのトップページの下方に、ログイン ID 及びパスワードを入力する欄がありますので、それぞれを入力して「次へ」ボタンを押すとログインできます。

※ログイン ID は、調査依頼文（都道府県より送付済み）別紙 2-1 及び 2-2 の『ログイン ID 一覧』を御確認ください。誤ったログイン ID を入力するとログインできません。

※「施行状況調査ウェブサイト」は、入力された情報を暗号化して送信いただくため、SSL 対応を行っています。

※アクセスに際してエラーが発生する場合は、アクセス制限の解除をお願いいたします。詳細な対応方法は、本メール末尾に記載しております。

\*\*\*\*\*

### 3. 昨年度回答結果の閲覧・印刷について

平成 27 年度にウェブサイトにて御回答された団体は、当該回答結果を閲覧・印刷することができます。

■アドレス <https://myvoice.post-survey.com/ontaiho2015ichiran/>

※「昨年度回答結果閲覧サイト」へのログイン方法は、インターネットアドレス欄に上記アドレスを入力し、ログイン画面にアクセスし、平成 28 年度のログイン ID・パスワードを入力してください。

※アクセスに際してエラーが発生する場合は、アクセス制限の解除をお願いいたします。詳細な対応方法は、本メール末尾に記載しております。

※「施行状況調査ウェブサイト」と「昨年度回答結果閲覧サイト」の 2 つのサイトをブラウザ上に同時に立ち上げることができません。「施行状況調査ウェブサイト」を立ち上げたまま、「昨年度回答結果閲覧サイト」を立ち上げると、「施行状況調査ウェブサイト」の画面が消え、再度、ログインする必要が発生します。そのため、別のブラウザを用いて閲覧していただくか、「昨年度回答結果閲覧サイト」から回答結果を印刷してから本調査に御回答いただくことを推奨いたします。

\*\*\*\*\*

### 4. 調査内容の事前把握用文書のダウンロードについて

本調査の内容（設問）を事前に把握いただけます。必要に応じてダウンロードして御参照ください。

※事前登録ウェブサイトからダウンロードできる資料と同一のものになります。

- ・『平成 28 年度調査票（都道府県及び市町村（特別区含む。）用）』（380KB）
  - アドレス [http://www.exri.co.jp/topics\\_file/201610312352.pdf](http://www.exri.co.jp/topics_file/201610312352.pdf)
- ・『平成 28 年度調査票（地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）用）』（234KB）
  - アドレス [http://www.exri.co.jp/topics\\_file/201610271138.pdf](http://www.exri.co.jp/topics_file/201610271138.pdf)
- ・『設問番号対応表』（125KB）
  - アドレス [http://www.exri.co.jp/topics\\_file/201610271212.pdf](http://www.exri.co.jp/topics_file/201610271212.pdf)

\*\*\*\*\*

《各ウェブサイトアクセスできない場合》

各ウェブサイトのアクセスに際してエラーが発生する場合は、以下の対応をお願いいたします。

- ・アクセス制限の解除・・・貴団体において上記ウェブサイトへのアクセス制限がかかっている可能性があります。

貴団体のシステム管理者に対して、【myvoice-survey.net】と【myvoice.post-survey.com】、【exri.co.jp】へのアクセス制限の解除を要請してください。

- ・上記の対応を行ってもエラーが発生する場合は、お手数ですが、事務局までメールまたは電話にて、御連絡ください。事務局より調査票を送付いたします。

以上となります。

御不明な点は、下記事務局までお問合せください。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査への御協力をお願いいたします。

## (5) 回答手順書『本調査の実施について』

### 平成 28 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 回答手順書『本調査の実施について』

「平成 28 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査」（以下「本調査」という。）に関し、事前登録に御対応いただき、ありがとうございました。

本資料は、本調査の回答手順等を解説しています。

本調査は、事務的な負担軽減等を目的として平成 27 年度よりウェブ上で実施しております。本資料を御参照いただき、御回答くださいますようお願いいたします。

なお、インターネットの利用環境が整っていない等の理由により、ウェブ上での御回答が困難な団体におかれましては、Microsoft Excel の電子ファイルや紙媒体に御記入いただく方式により御回答いただけます。この方式での御回答を希望される場合は、下記「お問合せ先」に御連絡の上、事務局から送付される平成 28 年度調査票にて、必ず御回答くださいますようお願い申し上げます。

※ 本調査の御回答に際しては、随時、本資料を参照なさることを推奨いたします。

#### お問合せ先

本調査及び施行状況調査全体に係る御質問等は、下記の事務局までお問合せください。  
※施行状況調査ウェブサイトは、マイボイスコム㈱が管理していますが、操作等の御不明点・不具合につきましても、下記の事務局までお問合せください。

株式会社エックス都市研究所

施行状況調査事務局：八百屋、筑、河野

所在地：〒171-0033 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号 目白中野ビル 6 F

TEL：03-5956-7519（受付時間 10:00～16:00）

FAX：03-5956-7523

E-mail：[ontaiho2016@exri.co.jp](mailto:ontaiho2016@exri.co.jp)

#### 1. 「調査開始案内メール」に付記されている情報

1. 回答手順書『本調査の実施について』（本資料）
2. 「施行状況調査ウェブサイト」のアドレス及びパスワードについて
3. 昨年度回答結果の閲覧・印刷について
4. 調査内容の事前把握用文書のダウンロードについて

## 2. 調査全体の流れとスケジュール

本調査全体の流れとスケジュールは下記のとおりです。  
本資料は、下記のうち「本調査への回答」に関する手順を解説しています。

### 調査依頼文を受領

調査依頼文は、環境省から地方環境事務所を経由し、各都道府県に発出しています。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは、属する都道府県から御連絡があります。

### 事前登録の実施

本調査への回答に先立ち、地球温暖化対策の御担当部署や基礎情報等を登録していただきます。

平成 28 年  
10 月 17 日

### 「調査開始案内メール」を受信

平成 28 年 11 月 1 日に、事前登録いただいた E-mail アドレスに本調査のアドレスやパスワード等を電子メールで送信いたします。

平成 28 年  
11 月 1 日

### 本調査への回答

「施行状況調査ウェブサイト」にて御回答ください。  
回答手順の詳細等は、本資料を御参照ください。

**回答期限 平成 28 年 11 月 25 日（金）**

平成 28 年  
11 月 1 日  
～  
11 月 25 日

### 本調査の結果の公表（環境省）

本調査の結果は、環境省ホームページにて公表する予定です。

## 3. 回答にあたっての注意事項等

- 「施行状況調査ウェブサイト」については、パソコンからログイン・入力してください。パソコン以外の機器で御覧になると、文字のサイズやレイアウト等が見にくく、入力しにくい恐れがあります。
- 回答に当たっては、登録日時点ではなく、平成 28 年 10 月 1 日時点の「地方公共団体実行計画」の状況を御記入ください。
- 英数字は、半角にて御入力ください。
- ブラウザの「戻る」ボタンは、使用しないでください。
- 回答の途中でのデータ保存が可能です。ブラウザを閉じると回答内容が保存され、再度ログインした際は中断したページ（ブラウザを閉じたページ）の前のページから再開できます。
- 都道府県、市町村（特別区含む。）、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）といった団体の区分によって、設問内容が一部異なります。



## 4. 本調査の回答方法

### ① 「施行状況調査ウェブサイト」へのアクセス

※本サイトは、平成 28 年 11 月 1 日（火）午前 10:00 にオープン予定です。

- ブラウザのインターネットアドレス欄に「調査開始案内メール」に記載された「施行状況調査ウェブサイト」のアドレスを入力してください。（アドレスをコピー＆ペーストしていただくと確実です。）



「施行状況調査ウェブサイト」（マイボイスコム㈱運営サイト）にアクセス  
⇒上記サイトにアクセスできない場合は、下記⑥を御覧ください。

※検索エンジンにてキーワード検索されても、上記サイトが検出されない設定になっています。インターネットアドレス欄に直接 URL を御入力ください。



### ② 「施行状況調査ウェブサイト」へのログイン

- 各団体に固有に割り当てられたログイン ID とパスワードを入力し、**次へ** ボタンを押してください。

#### 【ログイン ID とは】

調査依頼文に添付された別紙 2-1、別紙 2-2 に記された各団体固有のもので、事前登録の際にお使いいただいたログイン ID と同じものになります。

#### 【パスワードとは】

「調査開始案内メール」に記載されている貴団体のパスワードを御確認ください。なお、パスワードの変更はできませんので回答が完了するまで大切に保管してください。

### ③ 調査回答データの入力・保存

- 画面に表示される設問に沿って、回答となる情報を入力してください。
- 設問への回答内容によって異なる設問へ移動（ジャンプ）する場合がありますため、原則として設問順に御回答いただくことを推奨いたします。
- ある設問の回答内容によっては他の設問が回答不要となる場合があります。回答が不要となった設問はウェブ上に表示されませんので、御注意ください。
- ブラウザを閉じても回答内容は保存されており、再度ログインした際は、中断したページ（ブラウザを閉じたページ）の前のページから再開できます。
- 複数の部局等から回答を収集した上で御回答いただく場合、事前に回答を準備しておくことを推奨いたします。なお、一部の設問のみを他部局等に入力してもらう場合には、当該設問以前の設問の回答内容によって回答が不要となる場合がありますため、平成 28 年度調査票（PDF ファイル）を確認し、当該設問以前の設問並びに設問直下の黄色ハイライト箇所を参考に要否を確認してください。

Q0-2(1)で1を回答した場合→Q0-2(2)へ、2を回答した場合→Q0-2(3)へ

↓Q0-2(1)で1を回答した場合

(2). 地球温暖化対策を担当する部(局)関係の名称と、所属職員

部(局)関係の名称:

この記載がある設問は、当該設問以前の設問の回答内容によって回答要否が変わる設問です。

※任意の設問（ページ）に移動（ジャンプ）することはできません。設問（ページ）への移動は、各ページ下部の **次へ** 又は **戻る** ボタンを押して移動してください。

#### ④ 昨年度回答結果の閲覧・印刷

- 昨年度にウェブサイトにて御回答いただいた団体は、当該回答結果を閲覧・印刷することができます。
- 「調査開始案内メール」に記載された「昨年度回答結果閲覧サイト」のアドレスを、ブラウザのインターネットアドレス欄に入力（アドレスをコピー&ペーストしていただく）と確実にし、今年度のログイン IDとパスワードを入力してログインしてください。

※「施行状況調査ウェブサイト」と「昨年度回答結果閲覧サイト」の2つのサイトをブラウザ上で同時に立ち上げることができません。「施行状況調査ウェブサイト」を立ち上げたまま、「昨年度回答結果閲覧サイト」を立ち上げると、「施行状況調査ウェブサイト」の画面が消え、再度、ログインする必要があります。そのため、別のブラウザを用いて閲覧していただくか、「昨年度回答結果閲覧サイト」から回答結果を印刷してから本調査を実施していただくことを推奨いたします。

※「昨年度回答結果閲覧サイト」へのログイン後、回答一覧画面に表示される団体名称は平成 27 年度調査時の登録団体名になります。

#### ⑤ 本調査回答結果の確認及び完了（送信）

- 全ての設問に関する回答の入力を終えられたら、最終ページの下部にある  ボタンを押してください。
- 回答結果の確認ページに移動しますので、回答結果を御確認ください。修正が必要な場合は、 ボタンで該当設問（ページ）まで戻って修正してください。回答されていない設問については、回答のない状態（回答欄が空欄等）のまま表示されます。
- 回答結果の確認を終えられたら、ページの下部にある  ボタンを押して、確認ページを印刷の上、 ボタンを押してください。
- 印刷なさらない場合であっても、一度  ボタンを押して、印刷設定画面をキャンセルしてから  ボタンを押してください。
- 本調査は、以上で完了となります。

※  ボタンを押されますと、その後の修正及び印刷ができません。 ボタンを押される前に、回答結果を御確認ください。

※万一、 の後に内容を修正されたい場合は、メール等で修正箇所を明記し、事務局に送付してください。

※確認ページは、HTML 形式で構成されているため、印刷時の改ページを最適化することはできません。

※別紙 2-1、2-2 の『ログイン ID 一覧』に団体名が掲載されていない団体等は、「回答結果一覧」に団体名が表示されません。

#### ⑥ 施行状況調査ウェブサイトアクセスできない場合

- 「施行状況調査ウェブサイト」は、入力情報を暗号化して送信いただくため、SSL 対応を行っています。アクセスに際してエラーが発生する場合は、以下の対応をお願いいたします。
  - アクセス制限の解除・・・貴団体において上記ウェブサイトへのアクセス制限がかかっている可能性があります。貴団体のシステム管理者に対して、[【myvoice-survey.net】](http://myvoice-survey.net) と [【myvoice.post-survey.com】](http://myvoice.post-survey.com)、[【exri.co.jp】](http://exri.co.jp) へのアクセス制限の解除を要請してください。
  - 上記の対応を行ってもエラーが発生する場合は、お手数ですが、**【Microsoft Excel 版】** 調査票による回答を行っていただきますので、事務局までメールまたは電話にて、御連絡ください。事務局より調査票を送付いたします。  
**【Microsoft Excel 版】** 調査票に御記入いただきましたら、事務局宛に電子メール ([ontaiho2016@exri.co.jp](mailto:ontaiho2016@exri.co.jp)) または FAX (03-5956-7523) で御送信ください。